

第七十六回  
帝國議會院  
貴族商工會議所法第十四條ノ臨時特例ニ關スル法律案特別委員會議事速記錄第一號

<p>○國務大臣（小林一三君） 簡單ニ御説明ヲ致シマス、商工會議所法第十四條ノ議員ノ選舉資格中納稅ニ關スル條件ニ付キマシテハ、從來「營業収益稅、取引所營業稅又ハ鑛產稅」ノ命令ノ定ムル額以上納ムルコト」ニ伴ヒマシテ「營業稅又ハ取引所特別稅ヲ未ダ／＼多數ゴザイマス關係カラ、其ノ資命令ノ定ムル額以上納ムルコト」ト改正セ格ノ喪失スルニ至ル者ガ少カラザル數ニ上</p>
<p>ス</p>
<p>昭和十六年二月一日（土曜日）午前十時十分開會</p>
<p>○委員長（公爵山縣有道君） ソレデハ本委員會ヲ只今カラ開催致シマス、最初ニ大臣ノ本案ニ關スル御説明ヲ願ヒタイト思ヒマ</p>
<p>ス</p>
<p>委員長 公爵山縣 有道君 副委員長 伍堂 卓雄君 子爵米津 政賢君 子爵酒井 忠英君 犬塚勝太郎君 男爵松岡 均平君 中川 健藏君 三浦 新七君 中山 太一君</p>

トノデハナイカト思ハレ、從テ又商工會議所ノ明年度以降ノ豫算ノ編成モ極メテ困難トナルノデハナイカト思ハレマズノデ、茲ニ經過的措置ト致シマシテ商工會議所法第十四條ノ臨時特例ニ關スル法律ヲ制定スルト云フ方策ヲ採ルノヲ適當ナリト認メマシテ、本法案ノ提出ヲ見ルニ至ダタ次第ニアリマス、尙改正案ノ内容ニ付テ其ノ要領ヲ申上ゲマスレバ、自己ノ名ヲ以テ商行爲ヲ爲スヲ業トスル者、鑄業權者又ハ取引所ハ營業稅又ハ取引所特別稅ノ額ノ決定スル迄第一項ノ議員ノ選舉權ニ付テノ納稅ニ關スル條件ヲ具フルモノト看做サムトスルモノデゴザイマス、以上ノ意義ニ依テ何卒十分御審議ノ上御協賛ヲ與ヘラレムコトヲ御願致シマス

○委員長(公爵山縣有道君) ソレデハ御質疑ノアル方ノ御發言ヲ願ヒマス

○子爵米津政賢君 今御説明ノ中ニ未ダ未ダ多數未決定ト云フ、未ダヽ多數ト云フノハ餘程多數デアリマスカ、モウ一つハ是ガ完結スル迄ドノ位ノ期間迄ノ多數ニナリマスカ、現在大分進行シテ居リマスカ、其ノ見透シハ如何デセウカ

○國務大臣(小林一三君) 完結スル迄チヨツト見當ガ付キマセヌノデ、實ハ年度ヲ決メテ此處一箇年ニショウカ、或ハ二箇年ニシヨウカト云フ說モ大分アリマシタガ、ドウヨ當業者ノ方ノ意見ヲ聽キマストチヨツト

○子爵米津政賢君 初メニ伺ヒマスト未ダ  
未ダ多數御有リニナル、其ノ未ダ／＼多數  
ノ調等ガ大分進ンデ居リマスカ、濟ンデシ  
マジテ居ルノデスカ、其ノ點ヲ一ツ……

○國務大臣（小林一三君） チヨット政府委  
員カラ……

○政府委員（長谷川公一君） ソレニ付キマ  
シテ個人ハ殆ド決定シテ居リマスガ、法人  
タル會社ニ付テハ複雜ナル計數等ヲ要シマ  
スルガ故ニ、數字的ニ何「パーセント」ト云  
フ、是ハハッキリ申上ゲラレマセヌガ、大部  
分ハ未ダ未決定ノ状態デアリマス

○伍堂卓雄君 チヨット御尋ネシタイト思  
ヒマスガ、只今御説明ニナツタ大部分ガ未決  
定ト云フコトハ、商工會議所法ヲ離レマシ  
テモ、此ノ營業稅取引稅等ノ額ガ未決定ト  
云フコトヘ稅法ノ執行上カラ言ツテモ、其ノ無  
期限デ未決定ト云フヤウナコトハ甚ダ好マ  
シカラヌコトデハナイカト思ツテ、矢張リ其  
ノ一箇年デ決定スル見込ガアルトカ、何トカ  
云フコトガ大藏省トシテモ、ハッキリシテ來  
ナケレバナラヌト思フノデス、從ツテ本改正  
案ハ一定ノ年限ヲ決メテ、ソレデ其ノ時期  
ニナツティケナケレバ、復之ヲ延長スルト云  
フ風ニシタ方ガ、至當チャナイカト斯様ニ  
アリマスガ、唯御承知ノ通り稅制改正ハ昨  
考ヘマスガ、其ノ點ニ付テドウづ……

○政府委員（長谷川公一君） 只今ノ伍堂委  
員カラノ御質問ハ誠ニ御尤モダ思フノデ  
ナイヤウニシテ貰ヒタイト云フ事情ヲ承ッ  
テ居リマス

年行ハレマシテ、大藏省ノ方デモ銭意稅額ノ決定ニ付キマシテハ努力セラレテ居ラレルノデアリマスルガ、先程御答ヘ申上げマシタ通り何分會社等ノ稅額ニ付キマシテ非常ニ複雜ナ事情ガアリマス爲ニ、已ムヲ得ズ未決定ナ部分ガ相當アルヤウナ次第デザイマス、今伍堂委員ノ仰シヤイマシタ一定期間、例ヘバ一年間ヲ限テ斯ウ云フ措置ヲ執ツラドウカト云フヤウナ御意見ノヤウニ賜聽致シマシタガ、其ノ點モ御尤モダト思フノデアリマスガ、昨年ノ稅制改正ノ昭和十五年法律第五十九號、是ハ「租稅法規ノ改正ニ伴フ恩給金庫法等ノ規定ノ整理ニ關スル法律」ト云フ題ノモノデアリマスガ、ソレニ依リマシテ商工會議所法ノ第十四條ヲ改正致シマシテ、此處ニ提案シテ居リマスヤウナ内容的ナ改正ガ其ノ當時行ハレタノデアリマシテ、ソレノ附則ニハ「昭和十六年三月三十一日迄ハ商工會議所法第十四條ノ改正規定ニ拘ラズ同條第一項第三號ノ納稅ニ關スル條件ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル」ト云フ風ニナッテ居リマシテ、取敢ヘズ本年ノ三月三十一日迄從前ノ例ニ依ルト云フ風ニシテ居ツタノデアリマス、ソレデアリマスルカラ、本來ナラバ矢張リ此ノ附則ヲモウ一箇年、只今伍堂委員ノ仰シヤイマシタ通り、延長スルト云フヤウナ形式ヲ採ツタ方ガ爰當ノヤウニ思ハレルノデアリマスルガ、先程カラ申上ゲマシタ通り、一箇年間ニ果シテ全部或ハ大部分會社等ニ付キマシテ營業稅ヲ決定シ得ルモノデアリマスルカドウカ、其ノ點ニ付キマシテハ……所管ハ

大藏省ニアリマスルガ、ハッキリシタ見透シ  
ガ未ダ付カナイヤウナ次第ニアリマス、從  
ヒマシテ今度ハ規則ノ延長、詰リ期間ノ延  
長ト云フ形式ヲ採ラナイデ、此處ニ提案シ  
テ居リマスルヤウナ新稅額、新シイ營業稅  
等ニ依リマシテ決定シタ場合ニハ其ノ營  
業稅ニ依リマシテヤリマス、未決定ノ分  
ニ付キマシテハ從前ノ選舉法ニ依リマシテ  
徵收シマシタモノヲ有效ト認メマシテ、ソ  
レニ依ヅテ選舉權等ヲ附與スルト云フヤウナ  
形ニ致シマシテ、見透シガ一年間ニ必ズ爲  
アリマス、此ノ點ハ御了承願ヒタイト思ヒ  
ニ、已ムヲ得ズスルヲ云フ便法ヲ執ッタノデ  
アリマス、此ノ點ハ御了承願ヒタイト思ヒ

○子爵米津政賢君 令回ノ稅制改革ト云フ  
ノハ調査が完了スルト今迄ト餘程ノ變動ガ  
アルノデスガ、實際上ノ資格其ノ他ニ付キマ  
シテ今迄ト實情ハ大シタ達ヒハナイデスカ  
○政府委員(長谷川公一君) 是ハ稅法ノ形  
式ヲ變更致シマスルガ、内容ニ付キマシテ  
ハ其ノ資格、詰リ有權者タル資格、或ハ商  
工會議所ガ經費ヲ課スル場合ノ條件等ニ付  
キマシテハ、全然內容ハ同一ノ條件ニアリ  
マスルカラ、從ヒマシテ有權者ノ數或ハ經  
費ヲ賦課シ得ル額等ニ付キマシテハ全然內  
容的ニハ變更ハアリマセヌ

○伍堂卓雄君 此ノ命令ニ定ムル額ト云フ  
ノハ何カ標準ガアリマスカ、ドウ云フ標準  
ヲ考ヘテオイデニナルノデスカ

○政府委員(長谷川公一君) ソレハ勅令並  
ニ省令ニ定マシテ居ルノデアリマシテ、勅令  
ノ方ニ於キマシテハ商工會議所法施行令ノ  
第一條ニ「商工會議所ハ商工會議所法第十  
四條第一項ノ規定ニ依リ議員ノ選舉權ヲ有

スル者ニ對シ一年間ノ營業收益稅、取引所  
營業稅又ハ鑛產稅ノ地區内ニ於ケル納稅額  
ヲ標準トシ左ノ制限内ニ於テ定ムル賦課率  
ニ依リ其ノ經費ヲ賦課スルコトヲ得」ト云  
フヤウニナシテ居リマシテ、「一、營業收益  
稅、百分ノ二十五、二、取引所營業稅、百  
分ノ十、三、鑛產稅、百分ノ二十」ト云フ風  
ニナシテ居リマスルシ、今後モ同一ノ内容ニ  
依リマシテ矢張リ賦課スルコトニナリマス、  
ソレカラ更ニ商工會議所法關係法規、是ハ  
省令デアリマスルガ、商工會議所法施行  
規則第九條ニ商工會議所法第十四條第一項  
第三號ノ納稅額ヲ左ノ通り定ム、「東京市、  
大阪市ニ事務所ヲ有スルモノ、營業收益稅  
又ハ鑛產稅ガ百萬圓、京都市、横濱市、神  
戸市、名古屋市ニ事務所ヲ有スルモノ三十圓、  
其ノ他ノモノ十五圓、細カニ申シマスルト  
マダ取引所營業稅ヤナンカアリマスガ、大  
體サウ云フ標準ニナシテ居リマス

○委員長(公爵山縣有道君) チヨット御諮詢  
致シマスガ、委員外ノ御質問ヲ申出ラレ  
マシタガ、御許シシテ宜シウゴザイマズカ  
「異議ナシト」呼フ者アリ

○委員長(公爵山縣有道君) 宜シウゴザイ  
マス

○委員外議員(鈴木幸作君) 只今御許ヲ得  
マシテ委員外ノチヨット質問ヲ致タイト思  
ヒマス、此ノ御提案ノ趣旨能ク分リマシタ、  
詰リ稅制ノ改革ニ伴フ……要スレバ法人ハ  
此ノ機會ニ於テマダ稅ガ定マラヌノデアリ  
マスガ、個人ハ十五年度ノ營業稅ガ決ッタノ  
デアリマス、其ノ決ラヌモノニ對シテハ營  
業稅ハ營業收益稅ノ既定ノ額ヲ用ヒ、又ハ  
鑛產稅ハ前鑛產稅ノ、一年過ギタモノヲ用  
ヒルト云フノデアッテ、非常ニ便法デアルコ  
トハ看取セラレルノデアリマスケレドモ、  
昨年ノ冬迄ハ政府ニ於テ商工會議所ノ機構  
ヲ標準トシ左ノ制限内ニ於テ定ムル賦課率  
ニ依リ其ノ經費ヲ賦課スルコトヲ得」ト云  
フヤウニナシテ居リマシテモソレ  
テ、日本商工會議所ニ於キマシテモソレ  
ゾレ特別委員ヲ作リマシテ、一回カラ七回  
迄ノ會ヲ開イタヤウナ次第ニアリマシテ、ソ  
レハ想像シテ居ツタノデアリマスルガ、今日  
此ノ國際情勢其ノ他ニ關聯シマシテ、サウ  
迄ノ會ヲ開イタヤウナ次第ニアリマシテ、ソ  
レカラ更ニ商工會議所法關係法規、是ハ  
院選舉法ヲ一年延バストカ、又色々ナ選舉  
ハ成ルベク避ケルヤウナ向キ／＼ニナシテ  
院選舉法ヲ一年延バストカ、又色々ナ選舉  
ハ成ルベク避ケルヤウナ向キ／＼ニナシテ  
居ル爲ニ、商工會議所ノ機構ノ改革提案モ  
ナイト存ジマス、ソレガ爲ニ斯ウ云フ便法  
ヲ御提案ニナシテ想像スルノデアリマス  
ガ、百四十箇所以上ノ商工會議所ノ中十六  
年一度ニ於テ選舉スペキモノハ百三十箇所モ  
アルト云フヤウナ話、是ガ先程申サレル通  
リ、機構ガ改革サレルト想像シテ居ツタモ  
ノデスカラ、總テノ準備ガ遅レテ居ルグラ  
ウト思フ、殊ニ三月三十一日以前ニ選舉ス  
ルモノハ宜シウゴザイマスルケレドモ、四  
月一日以下ニ選舉ヲ舉行センナラヌモノハ  
準備ガ届カヌデヤナイカト思ハレルモノガ  
アリマスケレドモ、サウ云フヤウナモノニ  
對シテハドウ云フヤウナ御取扱ヲ爲サレマ  
スカ、伺ヒタイト思ヒマス

○政府委員(長谷川公一君) 只今御質問ノ  
昭和十六年度ニ選舉ヲ行フベキ商工會議所  
ニ付テアリマスガ、大體大部分ノ商工會議  
所ガ本年ノ二月ト三月ニ選舉ヲ行ヒマス、  
現在御承知ノ通り全國百三十六ノ商工會  
議所ガアリマスガ、昭和十六年四月カラ昭  
和十七年三月ニ掛ケマシテ行ハレマスモノ  
ハ、其ノ中三十二ノアリマス、ソレハ  
云フコトニナルト、一時間モ餘裕ガナイト  
云フコトニナル、サウ云フノハ豫メ三箇月  
月一日カラ施行スルト云フコトヲ豫断シテ  
タルモノデアルカ、ドウ云フ風ニシタモノデ  
ガ成案トナルベキモノト豫断ヲシテ調べル  
ト云フコトハ、チヨット困難デアラウト思  
フノデス、四月一日ニ成案ニナシテソレガ施  
行サレルガ、四月一日ニ選舉ヲ施行スルト  
云フコトニナルト、一時間モ餘裕ガナイト  
云フコトニナル、サウ云フノハ豫メ三箇月  
月一日カラ施行スルト云フコトヲ豫断シテ  
タルモノデアルカ、ドウ云フ風ニシタモノデ  
ガ成案トナルベキモノト豫断ヲシテ調べル  
アルカ、豫メ政府ノ提案ガ成案トナリ、四  
月一日カラ施行スルト云フコトヲ豫断シテ  
タルモノデアルカ、ドウ云フモノデアリマスカ  
ス、唯來年行ハレマスル三十二ノ地方ノ  
商工會議所ニ付キマシテハ、或ハ今オ述べ  
ニナリマシタヤウナ、多少今度ノ法律改正  
迄ノ會ヲ開イタヤウナ次第ニアリマシテ、ソ  
レハ想像シテ居ツタノデアリマスルガ、今日  
此ノ國際情勢其ノ他ニ關聯シマシテ、サウ  
迄ノ會ヲ開イタヤウナ次第ニアリマシテ、ソ  
レカラ更ニ商工會議所法關係法規、是ハ  
院選舉法ヲ一年延バストカ、又色々ナ選舉  
ハ成ルベク避ケルヤウナ向キ／＼ニナシテ  
院選舉法ヲ一年延バストカ、又色々ナ選舉  
ハ成ルベク避ケルヤウナ向キ／＼ニナシテ  
居ル爲ニ、商工會議所ノ機構ノ改革提案モ  
ナイト存ジマス、ソレガ爲ニ斯ウ云フ便法  
ヲ御提案ニナシテ想像スルノデアリマス  
ガ、百四十箇所以上ノ商工會議所ノ中十六  
年一度ニ於テ選舉スペキモノハ百三十箇所モ  
アルト云フヤウナ話、是ガ先程申サレル通  
リ、機構ガ改革サレルト想像シテ居ツタモ  
ノデスカラ、總テノ準備ガ遅レテ居ルグラ  
ウト思フ、殊ニ三月三十一日以前ニ選舉ス  
ルモノハ宜シウゴザイマスルケレドモ、四  
月一日以下ニ選舉ヲ舉行センナラヌモノハ  
準備ガ届カヌデヤナイカト思ハレルモノガ  
アリマスケレドモ、サウ云フヤウナモノニ  
對シテハドウ云フヤウナ御取扱ヲ爲サレマ  
スカ、伺ヒタイト思ヒマス

○政府委員(長谷川公一君) 只今御質問ノ  
昭和十六年度ニ選舉ヲ行フベキ商工會議所  
ニ付テアリマスガ、大體大部分ノ商工會議  
所ガ本年ノ二月ト三月ニ選舉ヲ行ヒマス、  
現在御承知ノ通り全國百三十六ノ商工會  
議所ガアリマスガ、昭和十六年四月カラ昭  
和十七年三月ニ掛ケマシテ行ハレマスモノ  
ハ、其ノ中三十二ノアリマス、ソレハ  
云フコトニナル、サウ云フノハ豫メ三箇月  
月一日カラ施行スルト云フコトヲ豫断シテ  
タルモノデアルカ、ドウ云フ風ニシタモノデ  
ガ成案トナルベキモノト豫断ヲシテ調べル  
ト云フコトハ、チヨット困難デアラウト思  
フノデス、四月一日ニ成案ニナシテソレガ施  
行サレルガ、四月一日ニ選舉ヲ施行スルト  
云フコトニナルト、一時間モ餘裕ガナイト  
云フコトニナル、サウ云フノハ豫メ三箇月  
月一日カラ施行スルト云フコトヲ豫断シテ  
タルモノデアルカ、ドウ云フ風ニシタモノデ  
ガ成案トナルベキモノト豫断ヲシテ調べル  
アルカ、豫メ政府ノ提案ガ成案トナリ、四  
月一日カラ施行スルト云フコトヲ豫断シテ  
タルモノデアルカ、ドウ云フモノデアリマスカ  
ス、唯來年行ハレマスル三十二ノ地方ノ  
商工會議所ニ付キマシテハ、或ハ今オ述べ  
ニナリマシタヤウナ、多少今度ノ法律改正  
迄ノ會ヲ開イタヤウナ次第ニアリマシテ、ソ  
レカラ更ニ商工會議所法關係法規、是ハ  
院選舉法ヲ一年延バストカ、又色々ナ選舉  
ハ成ルベク避ケルヤウナ向キ／＼ニナシテ  
院選舉法ヲ一年延バストカ、又色々ナ選舉  
ハ成ルベク避ケルヤウナ向キ／＼ニナシテ  
居ル爲ニ、商工會議所ノ機構ノ改革提案モ  
ナイト存ジマス、ソレガ爲ニ斯ウ云フ便法  
ヲ御提案ニナシテ想像スルノデアリマス  
ガ、百四十箇所以上ノ商工會議所ノ中十六  
年一度ニ於テ選舉スペキモノハ百三十箇所モ  
アルト云フヤウナ話、是ガ先程申サレル通  
リ、機構ガ改革サレルト想像シテ居ツタモ  
ノデスカラ、總テノ準備ガ遅レテ居ルグラ  
ウト思フ、殊ニ三月三十一日以前ニ選舉ス  
ルモノハ宜シウゴザイマスルケレドモ、四  
月一日以下ニ選舉ヲ舉行センナラヌモノハ  
準備ガ届カヌデヤナイカト思ハレルモノガ  
アリマスケレドモ、サウ云フヤウナモノニ  
對シテハドウ云フヤウナ御取扱ヲ爲サレマ  
スカ、伺ヒタイト思ヒマス

○政府委員(長谷川公一君) 御尤モノ御尋  
斯ウ申シテハ何デスガ、地方ノ小都市ノ商

デアルト思フノデアリマスガ、只今御意見  
ノ通リ四月一日カラ新シク法律ガ施行サレ  
マスルカラ、四月ト五月ニ選舉ヲ行フベキ  
商工會議所ニ付キマシテハ、矢張リ名簿作  
成ノ關係上、是ハ六月ニ延期シテ貴フヨリ  
仕方ガナニ、其ノ點ニ付キマシテハ、關係  
ノ商工會議所ト既ニ十分打合セテ居ルノデ  
アリマスガ、從來サウ云フ風ノ例ガナカツタ  
デモナインデアリマスカラ、是ハ已ムヲ得  
ナイモノト存ジマスルガ、御了承願ヒタイ  
ト思ヒマス

○委員長(公爵山縣有道君) 他ニ御質疑ハ  
ゴザイマセヌカ……他ニ御質問ガゴザイマ  
セヌケレバ、速記ヲ中止シテ一時懇談ヲ致  
シタイト思ヒマス、速記ヲ止メテ

午前十時三十六分懇談會ニ移ル

○前十一時八分懇談會ヲ終ル

○委員長(公爵山縣有道君) ソレデハ引續  
イテ會議ヲ開キマス、御質疑ノアル方ノ御  
發言ヲ願ヒマス

○伍堂卓雄君 此ノ商工會議所法第十四條  
ノ臨時特例ニ關スル法律案ガ出タノデアリ  
マスガ、商工大臣ノ説明ニ依リマスルト、  
本法律案ヲ提出サレタ理由ハ、稅制ガ改革  
サレマシタ結果、營業収益稅、鑛產稅、取  
引所營業稅等ノ決定ガ非常ニ遲レテ、是ガ  
遅レル爲ニ、商工會議所議員ノ改選期ガ來  
テ居リマス際ニ、選舉人ノ資格等ニ對シテ  
非常ニ決定シニクテ困ルヤウナ關係カラ  
今度ノ案が出タ云フコトニ説明ガアッタ  
ノデアリマス、斯クノ如キ稅率ノ決定ガ遲  
レテモ、ソレガ若シ一箇年位テ決定出來ル  
モノデアリマスナラバ、期限付デ出サレベ  
キモノデヤナイカト思ッタノデスケレドモ、  
商工當局ノ説明ニ依リマスト、ナカノ  
其ノ一箇年ト云フ風ナ見込デ期待スルコト  
ハムヅカシイヤウナ話デアリマシタガ、ソ  
レニ對スル大藏當局ノ御見込ヲ伺ヒタイト  
思ヒマス

○政府委員(松隈秀雄君) 私ハ只今此ノ委  
員會ニ初メテ出席シタノデアリマシテ、前  
回ニ商工當局カラ此ノ提案理由ニ付テ御説  
明ガアツタコトヲ伺ッテ居リマセヌノデ、其

ノ點或ハ行違ヒガアルカモ存ジマセヌガ、  
私ノ考ヘマスル所ニ依リマスルト、今回商  
工會議所法第十四條ノ臨時特例ニ關スル法  
律案が提案ニナリマシタ理由ト致シマシテ  
ハ、稅務署ニ於ケル是等ノ稅金ノ決定ガ遲  
レルト云フコトノ外ニ、先般ノ稅制改正ニ  
依リマシテ、稅ノ名前ガ違ツテ參タコトニ  
在ルノデハナイカト思フノデアリマス、即  
チ從來ハ營業收益稅ト云フ課稅ヲ營業者ニ  
對シテ致シテ居ツタノデアリマスルガ、營業  
收益稅ヲ廢止致シマシテ營業稅ニ改メタノ  
デアリマス、ソレカラ鑛業權者ニ對シテハ  
產出致シマスル鑛產物ヲ課稅標準トシテ鑛  
產稅ト云フモノヲ掛ケテ居リマシタガ、此  
ノ鑛產稅ヲ廢スマシテ、鑛業權者ニモ他ノ  
營業者ト同様ニ營業稅ヲ掛ケルト云フコト  
ニナシタノデアリマス、ソレカラ取引所ニ對  
シテハ、從來取引所營業稅ヲ掛ケテ居ツタノ  
デアリマスルガ、之モ名前ヲ改メマシテ、  
取引所特別稅ト云フコトニ改正致サレタノ  
デアリマス、而モ稅ニ依リマシテ決定時期  
ガ決シテ居リマシテ、例ヘバ個人ノ營業稅デ  
アリマスト云フト、其ノ年ノ營業稅決定ハ  
五月デアリマス、従ツテソレヨリ以前デアル  
ト、一年間ノ納稅額ガ決定セラレテ居ラナ  
イ、是ハ法律上決定セラレテ居ラナイト云  
フ場合ガアルノデアリマス、ソレカラ取引  
所特別稅ノ如キモノハ、毎月分ヲ翌月末日  
迄ニ納付スルト云フコトニナリマスルカラ、  
一年間ノ納稅額ノ決定ト云フコトハ約一年  
間經ツテ確定スル譯ニアリマス、其ノ以前ニ  
於テハ一年間ノ納稅額ト云フモノガ決定セ  
ラレナイコトニナシテ居リマスルノデ、斯ク  
ノ如キ提案ヲ見タノデハナイカト察セラレ  
ル次第デアリマス

○伍堂卓雄君 サウスルト何デスカ、マア此ノ今度ノ改正ノ税額ノ決定ハ、一年經テバ税額トシテハハツキリスル譯ナンデスネ  
○政府委員(松隈秀雄君) 本年分、詰リ昭和十六年分ノ營業稅、ソレカラ鑛業權者ニ對シテモ同ジク今度ハ營業稅ニナツタノデアリマスガ、ソレハ十六年ノ五月ノ所得調査委員會ニ於テ純益額ガ決定サレマス、サウ致シマスト、納期ハアトニナリマスルケレドモ、一年分ノ納稅額ト云フモノハ決定スル譯デアリマス、ソレヨリ以前ニ於テハ法律上決定出來ナイ、斯ウ云フコトニナルノデアリマス、ソレカラ取引所特別稅ノ方ハ、毎月分ヲ翌月末日迄ニ納メテ行キマスカラ、十六年分ト云フモノハ、結局一月分カラ十二月分ト致シマスレバ、翌年ノ一月末日ニ至ツテ一年ノ納稅額ガ決定セラレルト、斯ウ云フコトニナルノデハナイカト思ヒマス

方ガ便宜デハナイカト思ヒマシテ、斯ウ云フ形式ノ特別ノ法案ヲ提出シタ次第ニアリマス

○中川健藏君 只今ノ大藏當局ノ御説明ト又商工省當局ノ御説明ト承リマスト、先程御説明ニナッタノトハ大分趣旨ガ異ルヤウニ考ヘルノデアリマスガ、サウ致シマスト云

過ギレバ適用ナイヤウニ事實上ナルノデアリマスカ、ソレトモ又營業収益稅、鑛產稅等ニ於テ、只今大藏當局カラ御話ノアッタ如

ク、色々稅目ノ變更等ノ結果トシテ、此ノ後ニ於テモ商工會議所ノ區域内ニ新シク仕事ヲヤルモノニ付テハ、其ノモノガ一年以上ニナラザル限リハ、新シキ事實ガ生ジテ此ノ法律ガズット永久ニ適用ヲ見ルコトニナルノデアリマセウカ、其ノ點ハドウ云フモ

○政府委員(松隈秀雄君) 私ノ先刻申上げマシタノハ、個人ヲ對象トシテ御説明申上ゲマシタノデ、法人ノ場合ノ説明ガナカッタコトカラ誤解ヲ招イタカト思フノデアリマスガ、商工會議所ノ議員ニハ個人ノ外法人ガナレルノデアリマスガ、法人ニ付キマシテハ稅務署ニ於テ決定時期ト云フモノガ法算終了後二週間以内ニ貸借對照表、ソレカラ損益計算書ヲ添ヘテ所得若シクハ純益ノ申告ヲスル譯デアリマスガ、比較的內容ノ簡單デアリマシテ、稅務署ノ調査ノシ易イモノニ付キマシテハ、申告書提出後短期間内ニ決定ヲ見ルノデアリマスルケレモ、其内容ガ複雜デアリテ、調査ニ相當時日ヲ要シマスルヤウナ場合、若シクハ納稅者ノ提出致シマシタ書類ニ對シテ稅務署ニ於テ疑問ヲ持チマシテ、嘗該會社ニ就イテ實地ノ

調査ヲスル、各種資料ノ照會ヲ發スルト云

フヤウナコトニナッテ來ルト云フコトハ、國民ニ決定ガ遅レテ參ルモノガアルノデアリマス、ソコデ法律ハ先般ノ稅制改正テ改マッテ、個人ニ付テハ營業収益稅ハ營業稅ニ改

マリ、法人ニ付キマシテハ營業収益稅ハ人稅ニ併合サレタノデアリマスガ、從來ノ營業収益稅ノ決定ガ、未ダニ其ノ決定ヲ見

ナイモノモアリマシテ、ソレガ今後一年内ニ必ズ決定ヲ見ルト云フコトヲ確定の申上ゲルコトガ出來ナインオデゴザイマス、二年以上モ遲レマスルモノハ全體ノ法人ノ件數カラ申シマスト、極メテ稀ナ、數ノ少イモノデアリマスルケレドモ、絶無ト云フ譯ニハ參リマセヌ、時效ノ完成ハ五年ト云フコトニナッテ居リマスノデ、稅務署ハ最長五年以内ニハ確定ハ致サケレバナリマセヌケレドモ、時ニ二年或ハ三年遅レルモノモアリマスノデ、此ノ法律ニ一年限リト云フ期限ヲ附スルコトハ、主トシテ只今申上げタヤウナ點ヲ考慮シテ困難デアル、斯様ニ考ヘテ居リマス

○中川健藏君 私續ケテモウ少シ其ノ點ヲ伺ヒタインオデスガ、サウシマスルト、矢張リ此ノ法律案ノ制定ヲ必要ト致シマスルコトハ、先般ノ稅法改正ノ結果、一時的ノモノデアルコトダケハ商工省當局ノ言フ通りナシ

年以内ニハ確定ハ致サケレバナリマセヌケレドモ、時ニ二年或ハ三年遅レルモノモアリマスノデ、此ノ法律ニ一年限リト云フ期限ヲ附スルコトハ、主トシテ只今申上げタヤウナ點ヲ考慮シテ困難デアル、斯様ニ考ヘテ居リマス

○政府委員(長谷川公一君) 只今伍堂委員会アリマスノデ、此ノ法律ニ一年限リト云フ期限ヲ附スルコトハ、主トシテ只今申上げタヤウナ點ヲ考慮シテ困難デアル、斯様ニ考ヘテ居リマス

○中川健藏君 私續ケテモウ少シ其ノ點ヲ伺ヒタインオデスガ、サウシマスルト、矢張リ此ノ法律案ノ制定ヲ必要ト致シマスルコトハ、先般ノ稅法改正ノ結果、一時的ノモノデアルコトダケハ商工省當局ノ言フ通りナシ

○政府委員(松隈秀雄君) 先程申上げマシテ、從ヒマシテ今御擧ガニナリマシタヤウナ例デ、大部分ノモノガ決定セラレ、小部分ノモノハマダ未決定ト云フヤウナ場合ニハ、決定ヲセラレタ大部分ノモノハ勿論元ノ商工會議所法ニ基イテ新シイ稅デヤリマスシ、未決定ノモノハ前ノ稅ニ依リマシテ、其ノ各々ノ稅額ニ依リマシテヤルコトニナリマス

○委員長(公爵山縣有道君) ソレデハ速記ヲ止メテ……

〔速記中止〕

○委員長(公爵山縣有道君) ソレデハ速記

ト云フ御言葉ガゴザイマシタケレドモ、本ガ一般ニ豫想シテ居ルコトデアリマス、從ツケテ改正サレル虞ガ多分ニアルヤウニ私ハ思フノデアリマシテ、サウスルト此ノ稅法ガ改正サレル毎ニ、斯様ナ稅額ノ決定ガ一年ヤ二年デハ決ラナイト云フヤウナモノガ始終アルトシマスルト、總テノ關係、行政事務ガ何時迄經シテモ停滯スルト云フヤウナ氣持ガスルノデアリマスガ、伺ヒタイノハ團體ノ中テ例ヘバ大部分ガ決定シテモ、ソコニ極ク少數ノモノガ色々ノ理由カラ決ラナイトシタ場合ニ、其ノ極ク少數ノ未決定ノモノノ爲ニ大部分ガ引摺ラレテ行クト云フコトニナルノデアリマスカ、或ハ決定シタモノハ改正ノ法律通リニ實行シテ行クノデアリマスカ、ソコラノ關係ハドウナリマスカ

○委員長(公爵山縣有道君) 米津子爵ノ御意見ニ御異議ゴザイマセヌカ

○伍堂卓雄君 國ノ財政狀態ガ將來非常ニ面倒ナコトニナッテ來ルト云フコトハ、國民ニ決定ガ遅レテ參ルモノガアルノデアリマス、從ツス、ソコデ法律ハ先般ノ稅制改正テ改マッテ、個人ニ付テハ營業収益稅ハ營業稅ニ改

マリ、法人ニ付キマシテハ營業収益稅ハ人稅ニ併合サレタノデアリマスガ、從來ノ營業収益稅ノ決定ガ、未ダニ其ノ決定ヲ見

ナイモノモアリマシテ、ソレガ今後一年内ニ必ズ決定ヲ見ルト云フコトヲ確定の申上ゲルコトガ出來ナインオデゴザイマス、二年以上モ遲レマスルモノハ全體ノ法人ノ件數カラ申シマスト、極メテ稀ナ、數ノ少イモノデアリマスルケレドモ、絶無ト云フ譯ニハ參リマセヌ、時效ノ完成ハ五年ト云フコトニナッテ居リマスノデ、稅務署ハ最長五年以内ニハ確定ハ致サケレバナリマセヌケレドモ、時ニ二年或ハ三年遅レルモノモアリマスノデ、此ノ法律ニ一年限リト云フ期限ヲ附スルコトハ、主トシテ只今申上げタヤウナ點ヲ考慮シテ困難デアル、斯様ニ考ヘテ居リマス

○政府委員(長谷川公一君) 只今伍堂委員会アリマスノデ、此ノ法律ニ一年限リト云フ期限ヲ附スルコトハ、主トシテ只今申上げタヤウナ點ヲ考慮シテ困難デアル、斯様ニ考ヘテ居リマス

○委員長(公爵山縣有道君) ソレデハ直チ決致シマス、是ニテ委員會ヲ散會致シマスニ本案ノ採決ニ入りタイト存ジマス、本案ヲ可決致スモノト決定シテ差支ゴザイマセスカ

○委員長(公爵山縣有道君) ト呼フ者アリ」

○委員長(公爵山縣有道君) デハ本案ヲ可決致シマス、是ニテ委員會ヲ散會致シマスニ本案ノ採決ニ入りタイト存ジマス、本案ヲ可決致スモノト決定シテ差支ゴザイマセスカ

○委員長(公爵山縣有道君) ト呼フ者アリ」

○委員長(公爵山縣有道君) ト呼フ者アリ」

○委員長(公爵山縣有道君) ト呼フ者アリ」

○委員長(公爵山縣有道君) ト呼フ者アリ」

○委員長(公爵山縣有道君) ト呼フ者アリ」

○委員長(公爵山縣有道君) ト呼フ者アリ」

○子爵米津政賢君 只今是カラ討論ニ入ルト云フ御言葉ガゴザイマシタケレドモ、本

案ハ稅制改革ニ伴フ必要ノ措置デ、極メテ事務的ノ法律案デアリマス、先刻來色々重要ナ御質問、又應答モアリマシタカラ、改メテ討論ニモ及ブマイカト私ハ考ヘマスノデ、此ノ際討論ヲ省略シテ直チニ可否ノ採決ヲナサレテハドウカト考ヘマス

○委員長(公爵山縣有道君) ト呼フ者アリ」

○委員長(公爵山縣有道君) ト呼フ者アリ」